

令和5年第1回（3月）大磯町議会定例会

議案第23号説明資料

令和5年3月15日

大磯町議会の個人情報の保護に関する条例

資料

制定概要	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
制定内容	・・ 1～6

議 会

大磯町議会の個人情報の保護に関する条例

1 制定概要

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)により個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)が一部改正されたことに伴い、令和5年4月から、個人情報保護に関する公的部門と民間部門それぞれの法律と条例が一元化されます。これにより全国的な共通ルールが法律で設定されることとなり、法に基づく制度運用に変わることとなります。

改正後の個人情報の保護に関する法律においては、議会は共通ルールの適用対象から除かれるため、本議会として個人情報の保護に関する条例を制定するものです。

2 制定内容

第1章 総則

第1条 (目的)

大磯町議会における個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定め、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを定めます。

第2条 (定義)

条例で用いる用語について定義することを定めます。

第3条 (議会の責務)

保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、必要な措置を講ずることを定めます。

第2章 個人情報等の取扱い

第4条 (個人情報の保有の制限等)

個人情報を保有する場合は、利用目的を特定すること、利用目的以外に個人情報を保有しないこと等について定めます。

第5条 (利用目的の明示)

本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、本人にその利用目的を明示しなければならないことについて定めます。

第6条 (不適正な利用の禁止)

違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならないことについて定めます。

第7条（適正な取得）

偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならないことについて定めます。

第8条（正確性の確保）

利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならないことについて定めます。

第9条（安全管理措置）

保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないことを規定します。また、個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて定めます。

第10条（従事者の義務）

個人情報の取扱いに従事する職員等は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に利用したりしてはならないことについて定めます。

第11条（漏えい等の通知）

保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものが生じたときは、本人に対し、通知することについて定めます。

第12条（利用及び提供の制限）

法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用、または提供してはならないことについて定めます。

第13条（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

保有個人情報の提供を受ける者に対し、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めることについて定めます。

第14条（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第三者に個人関連情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めることについて定めます。

第15条（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報を第三者に提供してはならないことや、仮名加工情報の取扱いに係る義務について、また、仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないことについて定めます。

第16条（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

法令に基づく場合を除き、匿名加工情報の取扱いに係る義務について定めます。

第3章 個人情報ファイル及び個人情報取扱事務登録簿

第17条（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

保有している個人情報ファイルについて、帳簿を作成し、公表しなければならないことについて定めます。

第18条（個人情報取扱事務登録簿）

個人情報を取り扱う事務について、帳簿を備え、一般の閲覧に供さなければならないことについて定めます。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

第19条（開示請求権）

何人も、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができることについて定めます。

第20条（開示請求の手續）

開示請求の手續について定めます。

第21条（保有個人情報の開示義務）

開示請求があったときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならないことについて定めます。

第22条（部分開示）

開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合においては、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならないことについて定めます。

第23条（裁量的開示）

開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができることについて定めます。

第24条（保有個人情報の存否に関する情報）

保有個人情報の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができることについて定めます。

第25条（開示請求に対する措置）

開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示、または開示しないと決定したときは、書面により通知しなければならないことについて定めます。

第26条（開示決定等の期限）

開示決定等の期限について定めます。

第27条（開示決定等の期限の特例）

開示決定等の期限の特例について定めます。

第28条（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

国等及び開示請求者以外の者に関する情報が含まれているときは、開示決

定等をするに当たって、当該第三者に関する情報の内容を通知して、意見書を提出する機会を与えることができることについて定めます。

第29条（開示の実施）

保有個人情報の開示の実施方法及び開示を受ける者の手続きについて定めます。

第30条（他の法令による開示の実施との調整）

他の法令の規定により、同一の方法で開示することとされている場合、または開示をしない旨の定めがあるときなどの調整について定めます。

第31条（開示請求に係る手数料等）

開示請求に係る手数料並びに写しの交付及び送付に係る費用について定めます。

第2節 訂正

第32条（訂正請求権）

何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報の訂正を請求することができることについて定めます。

第33条（訂正請求の手続）

訂正請求の手続について定めます。

第34条（保有個人情報の訂正義務）

訂正請求があった場合において、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならないことについて定めます。

第35条（訂正請求に対する措置）

訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするとき、またはしないときの措置について定めます。

第36条（訂正決定等の期限）

訂正決定等の期限等について定めます。

第37条（訂正決定等の期限の特例）

訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときの対応について定めます。

第38条（保有個人情報の提供先への通知）

保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知することについて定めます。

第3節 利用停止

第39条（利用停止請求権）

何人も、自己を本人とする保有個人情報について、当該保有個人情報の利用の停止または消去の措置を請求することができることについて定めます。

第40条（利用停止請求の手續）

利用停止請求の手續について定めます。

第41条（保有個人情報の利用停止義務）

利用停止請求があった場合において、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、保有個人情報の利用停止をしなければならないことについて定めます。

第42条（利用停止請求に対する措置）

利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするとき、またはしないときの措置について定めます。

第43条（利用停止決定等の期限）

利用停止請求に対する措置の期限等について定めます。

第44条（利用停止決定等の期限の特例）

利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときの、利用停止決定等の期限の特例について定めます。

第4節 審査請求

第45条（審理員による審理手續に関する規定の適用除外）

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法の規定は、適用しないことについて定めます。

第46条（審査会への諮問）

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったとき、大磯町が設置する大磯町個人情報保護審査会に諮問しなければならないこと等について定めます。

第47条（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手續等）

第三者からの審査請求を棄却する場合等における手續等について定めます。

第5章 雑則

第48条（適用除外）

保有個人情報のうち、適用除外となる保有個人情報について定めます。

第49条（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

開示請求、訂正請求又は利用停止請求をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずることについて定めます。

第50条（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならないことについて定めます。

第51条（審議会への諮問）

個人情報 の 適正 な 取 扱 い を 確 保 す る た め 専 門 的 な 知 見 に 基 づ く 意 見 を 聴 く こと が 特 に 必 要 で あ る と 認 め る と き は 、 大 磯 町 が 設 置 す る 大 磯 町 個 人 情 報 保 護 制 度 運 営 審 議 会 に 諮 問 す る こ と が で き る こ と に つ い て 定 め ま す 。

第52条（施行の状況の公表）

条 例 の 施 行 の 状 況 を 取 り ま と め 、 そ の 概 要 を 公 表 す る こ と に つ い て 定 め ま す 。

第53条（委任）

条 例 の 実 施 に 関 し 必 要 な 事 項 は 、 議 長 が 定 め る こ と に つ い て 定 め ま す 。

第 6 章 罰 則

第54条～第58条（罰則）

条 例 に お け る 罰 則 に つ い て 定 め ま す 。

附 則

条 例 の 施 行 期 日 は 、 令 和 5 年 4 月 1 日 か ら と す る こ と を 定 め ま す 。